コンプライアンス規程

（目 的）

第１条 この規程は、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第２条 この法人の役員・運営委員及び職員は、法令、定款及び内部規程の内容を 真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組織）

第３条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

（１）コンプライアンス担当役員

（２）コンプライアンス委員会

（３）コンプライアンス統括

（コンプライアンス担当役員）

第４条 コンプライアンス担当役員は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

２ コンプライアンス担当役員は、理事の互選により、理事会において決定する。

３ コンプライアンス担当役員の任期は定款第１５条による理事の任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。

４ コンプライアンス担当役員が理事を退任する場合は、同条第２項の手続きにより、速やかに後任を決定する。

５ コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管するとともに、コンプライアンス委員会により検討された各種施策及びコンプライアンス違反への対応策の実施に関する責任を有する。

６ コンプライアンス担当役員の役割及び権限は以下のとおりとする。

（１）コンプライアンス施策の実施の責任者

（２）コンプライアンス違反事例の対応の責任者

（３）コンプライアンス委員会の委員長

（コンプライアンス委員会）

第５条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、コンプライアンス統括、外部有識者を委員として構成する。

２　外部有識者によるコンプライアンス委員は、理事会において選任、又は解任する。

３　外部有識者の任期は就任の日から翌年の３月３１日までとする。ただし、再任を妨げない。

４　コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

（１）コンプライアンス施策の検討及び策定

（２）コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

（３）コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

（４）コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

（５）第３号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第４号の処分及び再発防止策の公表

（６）その他コンプライアンス担当役員が指示した事項

（コンプライアンス委員会の開催）

第６条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年６月に開催する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

（コンプライアンス統括）

第７条 この法人の経理・総務リーダーをコンプライアンス統括とする。

２　コンプライアンス統括は、コンプライアンス委員会が策定した施策及び再発防止策を実施する。

３　コンプライアンス統括は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス委員会に報告する。

（報告、連絡及び相談ルート）

第８条 役員・運営委員及び職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

２　コンプライアンス統括は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当役員に報告す

る。

３　役員・運営委員及び職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括を経由することができないときは、第１項にかかわらず、コンプライアンス担当役員に直接、同項の報告をすることができる。

（役職員のコンプライアンス教育）

第９条 この法人は、役員・運営委員及び職員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。

２　役員・運営委員及び職員は、この法人の倫理規程を含むコンプライアンスに関する事項について、研修を受けるものとする。

（懲戒等）

第１０条 職員が第８条第１項から第３項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

２　懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従いけん責、減給、出勤停止、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

３　前項の懲戒処分は、役員においては理事会において決議し、職員については代表理事がこれを行う。

（改廃）

第１１条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- この規程は、２０１９年9月１３日から施行する。（２０１９年9月１３日理事会決議）
- コンプライアンス委員会の設置当初における外部有識者の任期は、第５条第３項の規定にかかわらず、２０１９年１２月１８日から２０２１年3月３１日までとする。
- この規程は、２０２０年3月１７日に改訂し、２０２０年3月１７日より施行する。